



県章

山形県公報

平成18年6月27日(火)

第1753号

毎週火・金曜日発行

目次

告示

県営土地改良事業計画の決定.....	(最上総合支庁農村計画課) ...	949
民有保安林の指定の解除の予定.....	(森林課) ...	同
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁建設総務課) ...	950
市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ...	同
同.....	(同) ...	同
同.....	(同) ...	951
同.....	(同) ...	同

公告

一般競争入札の公告.....	(教育委員会) ...	同
同.....	(同) ...	952
平成19年度山形県立高等学校の入学者の募集.....	(同) ...	953
駐車監視員資格者講習の実施.....	(公安委員会) ...	954

正誤

告示

山形県告示第678号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営釜淵堰地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月27日

山形県知事 齋藤 弘

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営釜淵堰地区土地改良(ため池等整備(用排水施設))事業計画書の写し
- 縦覧に供する場所
真室川町役場
- 縦覧に供する期間
平成18年6月27日から同年7月26日まで
- その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第679号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成18年6月27日

山形県知事 齋藤 弘

- 解除予定保安林の所在場所
長井市平野字北脇ノ沢4164 - 1、字折草下4157 - 1、字南前野4167 - 1(以上3筆について次の図に示す部分

に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 保安林解除の理由

ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第680号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年6月27日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成18年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 大野目内表線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字内表字塩辛田294番2から 同 字内表南568番4まで	旧	40.6メートル 34.5	メートル 22
山形市大字内表字塩辛田294番2から 同 字内表南570番1まで	新	262.0メートル 33.0	メートル 106

山形県告示第681号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

鶴岡都市計画高度地区

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第682号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

鶴岡都市計画高度利用地区

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第683号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
鶴岡都市計画市街地再開発促進区域
- 2 縦覧の場所
土木部都市計画課

山形県告示第684号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
鶴岡都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所
土木部都市計画課

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立上山明新館高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 上山市仙石650番地 山形県立上山明新館高等学校2階 会議室
 - (2) 日 時 平成18年8月7日(月) 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立上山明新館高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービス一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 平成18年9月1日から平成23年8月31日まで
 - (4) 履行場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち7箇月分に相当する金額により行う。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - (1) 平成18年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成18年1月20日付け県公報第1709号)により公示された資格を有すること。
 - (2) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
 - (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

- (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
上市市仙石650番地 山形県立上山明新館高等学校事務室 電話番号023(672)1701
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成18年7月21日(金)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) 契約書の作成において、契約額については、各年度の負担額を記載する。
- (4) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease service of a computer for Yamagata Prefectural Kaminoyama Meishinkan High School: One set
- (2) Time-limit for tender: 1:30P.M. August 7, 2006
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Kaminoyama Meishinkan High School, 650 Sengoku, Kaminoyama-shi, Yamagata-ken 999-3193 Japan TEL 023-672-1701

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立鶴岡工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 鶴岡市家中新町8番1号 山形県立鶴岡工業高等学校会議室

(2) 日 時 平成18年8月7日(月) 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立鶴岡工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービス一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成18年9月1日から平成23年8月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち7箇月分に相当する金額により行う。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成18年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成18年1月20日付け県公報第1709号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 鶴岡市家中新町8番1号 山形県立鶴岡工業高等学校事務室 電話番号0235(22)5505

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成18年7月21日(金)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) 契約書の作成において、契約額については、各年度の負担額を記載する。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease service of a computer for Yamagata Prefectural Tsuruoka Technical High School : One set
- (2) Time-limit for tender : 11:00A.M. August 7, 2006
- (3) Contact point for the notice : Yamagata Prefectural Tsuruoka Technical High School, 8-1 Kachuushin-machi, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0036 Japan TEL 0235-22-5505

平成19年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

平成18年6月27日

山形県教育委員会
委員長 伊藤 晴 夫

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設 置 学 科	入 学 定 員
山 形 県 立 米 沢 工 業 高 等 学 校	生 産 情 報	15

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成19年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記

平成19年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業又は平成19年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

平成18年7月14日(金)から同月21日(金)正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写 真

最近3か月以内に撮影したもの

(4) 調査書

高等学校卒業(卒業見込み)の者は、高等学校の調査書

(5) 健康診断書

学校所定のもので、平成18年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。

(1) 学力検査

イ 検査教科

工業

ロ 検査時間

70分

ハ 検査期日

平成18年8月1日(火)

(2) 面接期日

平成18年8月1日(火)学力検査終了後

6 合格発表

平成18年8月3日(木)午後2時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施する。

平成18年6月27日

山形県公安委員会

委員長 鏡 谷 誠

1 駐車監視員資格者講習の日時及び場所

(1) 日 時

内 容	日 時	
講 義	期 日	平成18年7月27日（木）及び28日（金）
	時 間	受付 午前8時15分から午前8時45分まで 講義 午前8時45分から午後5時00分まで 指示 午後5時00分から午後5時15分まで
修了考査	期 日	平成18年8月3日（木）
	時 間	受付 午前8時15分から午前8時45分まで 考査 午前9時00分から午前10時00分まで 発表 午前11時00分から正午まで

(2) 場 所

天童市大字高揃1300 山形県総合交通安全センター

2 受講手続に関する事項

(1) 受講申込書の受付期間等

ア 受付期間

平成18年6月28日（水）から同年7月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受講申込書の提出先及び提出方法

ア 提出先

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）

イ 提出方法

受講希望者本人が持参すること。ただし、代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添付すること。

(3) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（交通指導課若しくは山形県内の最寄りの警察署で受領するか又は山形県警察本部のホームページからA4サイズで両面印刷すること。）

イ 写真 1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル（裏面に氏名記載）のものを、アの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

ウ 受講手数料19,000円（相当する額の山形県収入証紙を、アの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

(4) 定 員

受講定員は100名とする。定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

3 講習受講に必要な書類等

(1) 駐車監視員資格者講習受講票

(2) 筆記用具

4 問い合わせ先

本講習についての問い合わせは、交通指導課（電話023 - 626 - 0110 内線5124）に行うこと。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成18. 4. 7	第1731号	608	下から17	「第3条の表第5項」を「第3条の表第7項」に、「第3条の表第10項」を「第3条の表第12項」	「第3条の表第5項又は第10項」を「第3条の表第7項又は第12項」

同	5.12	第1740号	742	24	「課長」を	「出納主幹」を
					」	」
同		同	同	27	「課長、室長」	「室長」
					」	」